様式６別添

年　　月　　日

グローバルサウス未来志向型共創等事業費補助金事務局　あて

　 申請者 住所

　 　　　　氏名　法人等にあっては名称

　 　　　　及び代表者の氏名　　　　　　印 （押印省略可）

令和５年度補正グローバルサウス未来志向型共創等事業費補助金

（我が国企業によるインフラ海外展開促進調査）

強靱で持続可能なサプライチェーンに関する情報

案件が採択された場合、交付決定日から半年以内に、実証するビジネスモデルにおいて用いられる機器・製品を構成する特定重要物資（※）に係る以下（１）～（４）について、把握できる限り報告を求め、これは、採択後の努力目標とします。

※ここでいう特定重要物資とは、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」第七条（特定重要物資の指定）に基づき、安定供給確保を図ることが特に必要と認められる時に政令で指定され、経済産業省が所管するものを指します。2022年12月時点の「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令」で指定された特定重要物資のうち、経済産業省所管の中から、①永久磁石、②工作機械及び産業用ロボット、③蓄電池にします。それぞれの物資の品目は「安定供給確保を図るための取組方針」で支援対象に指定されたものとして、支援対象が変更された場合は適宜修正を行います。

**（１）安定確保に向けた体制**

* 1. 製造メーカー名・工場所在地

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 品目 | 製造メーカー名 | 工場所在地（国・都市）※ |
| 駆動用モーターのネオジム磁石（永久磁石）※ |  |  |
| 駆動用モーターのサマリウムコバルト磁石（永久磁石）※ |  |  |

　※複数メーカー・地域で製造している場合は、全てを記入すること。

※駆動用モーターのネオジム磁石・サマリウムコバルト磁石については、ＤＸやＣＮに向けた主要

な技術である電気自動車、風力発電に組み込まれるものを対象とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 品目 | 製造メーカー名・機種 |
| 工作機械※ |  |
| 産業用ロボット※ |  |

　※主として金属の工作物を、切削、研削などによって、又は電気、その他のエネルギーを利用して

不要な部分を取り除き、所要の形状に作り上げる機械。ただし、使用中機械を手で保持したり、

マグネットスタンドなどによって固定するものを除く。

　※自動制御され、再プログラム可能で、多目的なマニピュレータであり、3軸以上でプログラム可

能で1か所に固定して又は移動機能をもって産業自動化の用途に用いられる。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 品目 | 製造メーカー名 | 工場所在地（国・都市）※ |
| 先端的なリチウムイオン電池（車載用）※ |  |  |
| 先端的なリチウムイオン電池（定置用）※ |  |  |

※複数メーカー・地域で製造している場合は、全てを記入すること。

※先端的なリチウムイオン電池は以下の内容を指します。

A）蓄電池セルの外装が角型の缶又はラミネートのパウチであるものの場合、以下のいずれの要件も

満たすもの

・蓄電池セルの体積エネルギー密度が500Wh/L 以上であること

・正極のニッケル比率が5 割を超えるものであること

B）蓄電池セルの外装が円筒形の缶であるものの場合、以下のいずれの要件も満たすもの

・蓄電池セルの体積エネルギー密度が650Wh/L 以上であること

・外装缶の外寸が、直径21mm、高さ 70mm 以上であること（直径・高さのいずれも左記以上であ

る必要がある）

C）上記のほか、既に一般的に広く流通している類似の蓄電池と比較して、エネルギー密度、充放電

特性、安全性、寿命等のいずれかの性能において、最先端であるもの。

（用いられる機器・製品を構成する特定重要物資の例）

　　工場設置型：永久磁石・工作機械及び産業用ロボット・蓄電池の製造工場、

　　　　　　　　生産工場で使用される工作機械及び産業用ロボット　等

　　サービス提供型：シェアモバイル内のモーターに使われる永久磁石、バッテリー　等

**（２）発注リードタイム（平均的な納期、補助申請者が調達先に発注して実証場所に納品されるまで**

**のリードタイムを指す）**

|  |  |
| --- | --- |
| 品目 | 永久磁石の安定確保に係る取組状況 |
|  | 400字を超える場合は、冒頭に400字以内の要約を記載した上で詳述すること。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 品目 | 工作機械・産業用ロボットの安定確保に係る取組状況 |
|  | 400字を超える場合は、冒頭に400字以内の要約を記載した上で詳述すること。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 品目 | 蓄電池の安定確保に係る取組状況 |
|  | 400字を超える場合は、冒頭に400字以内の要約を記載した上で詳述すること。 |

**（３）安定確保に係るリスクの認識と、その低減に向けた取組及び計画**

安定確保に際しては、そのサプライチェーン全体を俯瞰し、サプライチェーン途絶等のリスクについて認識し、低減に向けた取組を実施していくことが重要となる。

（１）の基本情報も踏まえつつ、

・補助申請者が認識しているリスク及び、分析結果に対する評価を具体的に記載すること。

・それらのリスクを低減させるための取組及び今後の計画についても具体的に記載するこ

と。

（リスクの低減）

* サプライヤーからの供給が止まった際の、主要部品の代替確保手段を確保している。
* OEM工場と関連工場が同一国内に存在しており、安定確保が可能である。
* ●か国から購買しているためリスク分散ができており、安定確保が可能である。
* ●か国に生産体制を整備することや●か国から原料を調達していることにより、構成要素のリスク分散ができており、安定確保が可能である。

※上記は例であり、補助申請者のリスク低減に資する取組及び計画を記載すること。

|  |  |
| --- | --- |
| 品目 | 永久磁石の安定確保に係る取組状況 |
|  | 400字を超える場合は、冒頭に400字以内の要約を記載した上で詳述すること。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 品目 | 工作機械・産業用ロボットの安定確保に係る取組状況 |
|  | 400字を超える場合は、冒頭に400字以内の要約を記載した上で詳述すること。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 品目 | 蓄電池の安定確保に係る取組状況 |
|  | 400字を超える場合は、冒頭に400字以内の要約を記載した上で詳述すること。 |

**（４）サイバーセキュリティへの対応**

　以下について、サイバーセキュリティに関する取組状況を記載すること。

調達先がサイバーセキュリティの確保に関する対策に適合している事項を示すために、サイバーセキュリティの確保に関する運用を的確に行うに足りる知識及び技能を有する者として、情報処理安全確保支援士又はこれと同等以上の知識及び技能を有すると認められる者を配置又は活用していること及び①サイバーセキュリティの確保のための管理体制について、第三者認証（ISO 27001）を取得し、維持していること、もしくは②定期的に、サイバーセキュリティに関する外部監査等（当該監査を受けられないやむを得ない事情がある場合は、外部監査に準じた措置として組織内において講じるものを含む。）を実施するとともに、当該外部監査等の結果に基づき、サイバーセキュリティ対策の改善を行っていること。

|  |
| --- |
| 永久磁石のサイバーセキュリティへの対応 |
| 400字を超える場合は、冒頭に400字以内の要約を記載した上で詳述すること。 |

|  |
| --- |
| 工作機械・産業用ロボットのサイバーセキュリティへの対応 |
| 400字を超える場合は、冒頭に400字以内の要約を記載した上で詳述すること。 |

|  |
| --- |
| 蓄電池のサイバーセキュリティへの対応 |
| 400字を超える場合は、冒頭に400字以内の要約を記載した上で詳述すること。 |